

パワハラ、過重労働をなくし、本当の「夢の国」にしたい！

株式会社オリエンタルランドに「安全配慮義務違反」を問う第一回裁判、11月13日に開始！



[2018年11月14日毎日新聞]

ディズニーランドでキャラクターとして出演してきた二人が原告となって、株式会社オリエンタルランドに「安全配慮義務違反」を追及する第一回裁判が11月13日に開始しました。

原告 A さんは過重業務による胸郭出口症候群に関わる損害に対する賠償、原告 B さんはパワーハラスメント被害に対する損害賠償を求めています。

[原告 A さん] 2017年1月、出演直前に肩に痛みが走ったが、代替者を探すことができず出演した直後から激痛になり「胸郭出口症候群」と診断されました。2017年8月、船橋労働基準監督署は、重量8〜30kgの衣装を着用して、首から肩、腕に重い負荷がかかる業務に継続的に従事したことが発症の原因であるとして労働災害と認定しました。Aさんは職場復帰を希望し、衣装の軽量化、出演時間の短時間化、出演回数の減、休憩時間の延長などの改善を求め交渉を重ねましたが、会社は「安全配慮義務違反はない」と繰り返し改善されませんでした。怪我したら終わり、フォローなく、続けてひどくなったら“さよなら”では夢の国に未来はないと裁判に踏み切りました。

[原告 B さん] 2013年頃からパワハラを受け続けました。客に挨拶をする業務中に、客から指を反対側に曲げられ骨折したことを問題にしたことがきっかけでした。スーパーバイザーから「怪我させられるなんてプロ失格だ。それくらい我慢しなきゃ」と言われました。中学生の頃からの夢で、やっとつかんだ出演者の仕事を続けたかったので、「お前みたいにやる気のない奴は全力でつぶす」「病気なのか、それなら死んじまえ」などエスカレートするパワハラに我慢し続けました。しかし、我慢しても何も変わらない、黙っていることにもう耐えられないと思い、提訴に踏み切りました。

会社は「キャストには、情報管理の徹底に関する社内ルールを守る義務があります」と警告文を原告につきつけ、全面的に争う姿勢です。

皆様に問います！

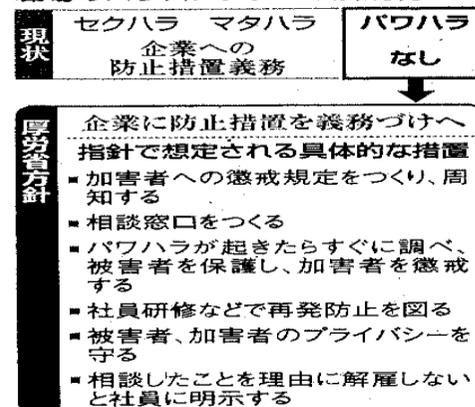
「夢の国」を守るということは、身体が壊れても、心が壊れても、キャストは黙って働くということですか。

職場のハラスメント防止法を作ろう！

パワハラは3要素「①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること、②業務の適正な範囲を超えて行われること、③身体的もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること」で、規定されています。OLC裁判でのパワハラの訴えも、これら3要素に基づいて行われています。職場のハラスメント（いじめ・嫌がらせ）は、深刻な社会問題になっています。過去、3人に1人がパワハラを経験したことがあるという調査結果が出ています。パワハラと業務過重は表裏一体です。今、国をあげて、パワハラをなくす取り組みが始まっています。職場でのパワハラを防ぐため、厚生労働省は企業に対し、法律でパワハラ防止を義務付ける方針を打ち出しました。

キャストの皆さん！今こそ、パワハラに対し、業務過重に対し、声をあげましょう！
パワハラと業務過重は心も身体も壊します。我慢しても、耐えても、何も変わりません。
本当の「夢の国」にするために、声をあげましょう！

職場のハラスメントへの法規制



朝日 2018. 11.16

なのはなユニオン／オリエンタルランド・ユニオンは「外部団体」ではありません。2014年3月から会社に認められ、会社と交渉している労働組合です。#MeTooの声をお寄せ下さい！

な の は な ユ ニ オ ン

TEL / 047-407-3245

賃金、労働条件、雇止等々の相談受付中

- 相談日は月曜日～金曜日、時間は随時
- 相談は無料・秘密厳守

メール : nanohana1988-union@dream.ocn.ne.jp



047-407-3245

Twitter
オリエンタルランド
ユニオン(OLU)
@olcunion